

証券コード 6291
平成30年3月13日

株 主 各 位

東京都台東区入谷一丁目14番9号
日本エアーテック株式会社
代表取締役社長 平 沢 真 也

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成30年3月27日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
ホテル ラングウッド 2階「朱鷺の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第45期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 ストック・オプション(新株予約権)を発行する件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.airtech.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、米国の雇用環境、企業業績改善及び中国の政府主導の経済政策による下支え等により、緩やかな回復基調で推移致しました。一方、国内経済は、企業業績の好調さ及び雇用情勢の改善等を背景に全体としては堅調に推移致しました。

当社における事業環境は電子工業分野では、海外における液晶テレビ等の大型パネル製造、スマートフォン等の中・小型パネル製造に関連する設備投資の増加、国内においては、データセンター用半導体、スマートフォン及び車載電子機器関連の部品製造設備投資が増加致しました。一方、バイオリジカル分野では、研究開発施設、再生医療関連及び食品工業の設備投資が堅調に推移致しました。

このような状況の下、電子工業分野では、液晶・半導体製造装置、搬送装置及び電子部品・電子素材メーカーを中心に、そしてバイオリジカル分野では、再生医療関連及び食品工業を主に営業強化を図り、顧客ニーズに合致した製品開発・改良を推進してまいりました。「新型17型エアシャワー」「傾斜01型卓上型クラスⅡ安全キャビネット」「7型バイオクリーンベンチ」等他社にない特徴を有する製品開発・改良を行い、営業面では再生医療関連の展示会出展、プロジェクトチームによる集中営業等販売強化に努めてまいりました。

一方、サーマルクリーンチャンバー（超高精度温湿度調整機能付クリーンブース）の受注増加を受け、加須工場に装置の大型化に適した組立工場の新設を行い、増産に努めてまいりました。

収益面におきましては、売上増加、大口案件の選択受注及び標準品の拡販等により、前期比では増収増益となりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高101億66百万円（前期比14.8%増）、営業利益6億12百万円（同54.7%増）、経常利益7億47百万円（同45.4%増）、当期純利益は5億17百万円（同56.2%増）となりました。

品目別の業績の概況は次のとおりであります。

品目別売上高

|     |            | 当事業年度<br>(自 平成29年1月1日<br>至 平成29年12月31日) |         |
|-----|------------|-----------------------------------------|---------|
| 区分  |            | 金額 (千円)                                 | 構成比 (%) |
| 製 品 | クリーンルーム    | 988,393                                 | 9.7     |
|     | クリーンルーム機器  | 2,308,976                               | 22.7    |
|     | クリーンブース    | 2,930,330                               | 28.8    |
|     | クリーンベンチ    | 232,735                                 | 2.3     |
|     | バイオリジカリー機器 | 935,575                                 | 9.2     |
|     | 据付・保守サービス  | 2,326,043                               | 22.9    |
|     | その他の製品     | 263,245                                 | 2.6     |
|     | 小 計        | 9,985,300                               | 98.2    |
| 商 品 | クリーンサプライ商品 | 180,896                                 | 1.8     |
|     | 小 計        | 180,896                                 | 1.8     |
| 合 計 |            | 10,166,196                              | 100.0   |

[クリーンルーム]

大学、病院の再生医療研究施設等のバイオリジカル分野及び電子部品・精密機械関係の工業分野のクリーンルームが増加したことにより、全体での売上高は前期比0.4%の微増となりました。

[クリーンルーム機器]

電子工業、製薬、食品分野の設備投資の増加に伴い、「エアージャワー」が増加したもの、「フィルターユニット」等の売上高が減少し、全体での売上高は前期比7.3%の減少となりました。

#### [クリーンブース]

製薬工業用大型クリーンブースの販売が減少したものの、半導体、液晶を主とする電子工業分野における、アルミ製クリーンブースの増加、中国、台湾、韓国メーカー等への「サーマルクリーンチャンバー」「SS-MA C（多目的に利用されるクリーンユニット）」の増加により、全体での売上高は前期比52.4%の増加となりました。

#### [クリーンベンチ]

「クリーンベンチ」は、顧客用途の変化に伴い、「安全キャビネット」「クリーンブース」へ移行し、近年では販売額は減少傾向にありましたが、当事業年度の全体での売上高は前期比20.3%の増加となりました。

#### [バイオロジカリー機器]

「安全キャビネット」「アイソレーター」「バイオクリーンベンチ」等の販売額が増加した結果、全体での売上高は前期比17.2%の増加となりました。

#### [据付・保守サービス]

「クリーンブース」「サーマルクリーンチャンバー」「エアージャワー」等の現地搬入・据付作業等による売上高は堅調に推移し、全体での売上高は前期比13.4%の増加となりました。

#### [その他の製品]

無塵衣を洗濯する「クリーンランドリー」は、前期比4.1%増加の売上高となりましたが、全体での売上高は13.1%の減少となりました。

#### [クリーンサプライ商品]

クリーンルーム内で使用される「無塵衣」「ワイパー」「静電除去装置」及び「クリーンルーム用無塵棚」等の売上高は、電子工業関連企業の生産回復に伴い、全体での売上高は前期比56.2%の大幅な増加となりました。

### ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は3億40百万円であり、その主なものは加須工場における組立工場建設費用1億27百万円であります。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
  
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
  
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分               | 平成26年度<br>(第42期) | 平成27年度<br>(第43期) | 平成28年度<br>(第44期) | 平成29年度<br>(第45期)<br>(当事業年度) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高<br>(千円)     | 6,998,086        | 8,084,440        | 8,858,316        | 10,166,196                  |
| 経 常 利 益<br>(千円)   | 202,401          | 514,129          | 514,000          | 747,508                     |
| 当 期 純 利 益<br>(千円) | 138,377          | 303,934          | 331,086          | 517,224                     |
| 1株当たり当期純利益<br>(円) | 15.33            | 33.57            | 36.93            | 58.08                       |
| 総 資 産<br>(千円)     | 12,622,646       | 13,475,508       | 14,016,206       | 15,104,767                  |
| 純 資 産<br>(千円)     | 8,833,889        | 9,042,548        | 9,160,732        | 9,583,482                   |
| 1株当たり純資産額<br>(円)  | 976.59           | 998.52           | 1,027.73         | 1,072.52                    |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社では新製品開発、研究において、独自の技術を駆使した、他社にない特徴を有する新製品を顧客に提供してまいります。さらに、顧客ニーズに適合したクリーン関連分野以外の新製品開発及び拡販も図ってまいります。同時に、標準品の販売比率の増加に努め、利益率の向上を目指します。

製造部門では、競争力強化のために、PTFE（フッ素樹脂）フィルター、アルミ加工部品、製缶・塗装及びビニールカーテンの内製化比率を高め、製造コスト低減を目指します。アルミ加工においては自動設計及び自動加工機の能力を增強し、生産効率を逐次高めております。また、設計部門は3D-CADの活用範囲を拡大し、効率化と不良率低減を進めております。

サービスセンターは、安全キャビネット、クリーンブース等、機器のバリデーション検査体制を強化しております。同時に、設備の保守・メンテナンスに独立した品質管理部を新設し、顧客信頼度の向上を図っております。

また、当社ではISO-9001による厳格な品質管理を実施し、顧客に納得して頂ける高品質な製品作りを継続してまいります。

さらに、高度化した顧客要求に応えるために、役員、部署長による計画的な社員教育を実施し、人材育成に注力してまいります。

**(5) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)**

当社はクリーンエアシステムに関する機器の設計、製造、販売並びに据付工事を行っております。

また、クリーンルーム内で使用される消耗品の販売及び無塵衣のクリーニング業務を行っております。

**(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年12月31日現在)**

本店 東京都台東区入谷一丁目14番9号

営業所 大阪市北区、仙台市青葉区、福岡市南区、名古屋市中区、広島市南区、鹿児島県霧島市、富山県富山市

工場 埼玉県草加市（研究所、サービスセンター含）、埼玉県加須市、群馬県伊勢崎市

**(7) 使用人の状況 (平成29年12月31日現在)**

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|--------|--------|
| 337 (18) 名 | 8 (0) 名   | 43.67歳 | 16.89年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員及びパートは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在)**

| 借入先           | 借入額     |
|---------------|---------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 3億84百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 1億48百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 95百万円   |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

特記すべき重要な事項はありません。

## 2. 株式の状況 (平成29年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,905,882株 (自己株式154,618株を除く)
- (3) 株主数 3,940名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                                                                                           | 持株数     | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| エアーテックアシスト株式会社                                                                                | 1,895千株 | 21.27% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口)                                                                 | 880千株   | 9.89%  |
| C G M L P B C L I E N T<br>A C C O U N T / C O L L A T E R A L<br>(常任代理人<br>シティバンク、エヌ・エイ東京支店) | 775千株   | 8.70%  |
| 平 沢 紘 介                                                                                       | 271千株   | 3.04%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)                                                                   | 233千株   | 2.62%  |
| 近 藤 芳 史                                                                                       | 186千株   | 2.09%  |
| 日本エアーテック従業員持株会                                                                                | 152千株   | 1.71%  |
| 近 藤 芳 世                                                                                       | 130千株   | 1.46%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口5)                                                                | 128千株   | 1.43%  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                                                                 | 119千株   | 1.34%  |

(注) 持株比率は自己株式(154,618株)を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                             |                   |                                             |
|-----------------------------|-------------------|---------------------------------------------|
|                             |                   | 第6回新株予約権                                    |
| 発行決議日                       |                   | 平成28年4月15日                                  |
| 新株予約権の数                     |                   | 180個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 18,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)           |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに<br>払込みは要しない                      |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額  |                   | 新株予約権1個当たり 66,300円<br>(1株当たり 663円)          |
| 新株予約権の行使期間                  |                   | 平成30年4月16日から<br>平成34年3月29日まで                |
| 新株予約権の行使の条件                 |                   | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 140個<br>目的となる株式数 14,000株<br>保有者数 6名 |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 1名   |
|                             | 監査役               | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 1名   |

|                            |                   |                                             |
|----------------------------|-------------------|---------------------------------------------|
|                            |                   | 第7回新株予約権                                    |
| 発行決議日                      |                   | 平成29年4月14日                                  |
| 新株予約権の数                    |                   | 160個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |                   | 普通株式 16,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)           |
| 新株予約権の払込金額                 |                   | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                     |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 82,000円<br>(1株当たり 820円)          |
| 新株予約権の行使期間                 |                   | 平成31年4月15日から<br>平成35年3月29日まで                |
| 新株予約権の行使の条件                |                   | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 160個<br>目的となる株式数 16,000株<br>保有者数 7名 |

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- (2) 任期満了による退任・定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、権利行使開始日以降2年間または、権利行使期間内の2年間に限り権利行使をなしうるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (4) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」にて定めたところによる。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名        | 担当及び重要な兼職の状況                  |
|----------|-----------|-------------------------------|
| 代表取締役社長  | 平 沢 真 也   |                               |
| 代表取締役副社長 | 渡 辺 直 樹   |                               |
| 代表取締役副社長 | 川 又 亨     | 管理本部長兼企画室室長兼総務部長兼海外事業担当兼電算室室長 |
| 取締役      | 渡 辺 洋 和   | 営業統括本部長                       |
| 取締役      | 磯 部 好 秀   | 生産統括本部長兼草加工場長                 |
| 取締役      | 関 根 賢 二   | 生産統括副本部長兼群馬工場長                |
| 取締役      | 山 本 宏     | 設計本部長                         |
| 取締役      | 森 嶋 正 道   |                               |
| 常勤監査役    | 大 重 一 義   |                               |
| 監査役      | 平 輪 政 道   |                               |
| 監査役      | 山 崎 淳 司   |                               |
| 監査役      | 佐 藤 田 鶴 子 |                               |

- (注) 1. 取締役森嶋正道氏は社外取締役であります。また、監査役平輪政道、山崎淳司及び佐藤田鶴子の3氏は社外監査役であります。
2. 取締役森嶋正道、監査役平輪政道、山崎淳司及び佐藤田鶴子の4氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、届け出ております。
3. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名    | 異動前 | 異動後      | 異動年月日      |
|-------|-----|----------|------------|
| 川 又 亨 | 取締役 | 代表取締役副社長 | 平成29年11月1日 |

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|---------------------|
| 大重一義 | 平成29年3月29日 | 任期満了 | 取締役                 |
| 山西勉  | 平成29年3月29日 | 任期満了 | 常勤監査役               |

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 支給人員       | 報酬等の額            |
|------------------|------------|------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(1名) | 111百万円<br>(2百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(3名) | 20百万円<br>(3百万円)  |
| 合計               | 14名        | 131百万円           |

- (注) 1. 上記には、平成29年3月29日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役、監査役各1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年3月28日開催の第30回定時株主総会において年額150百万円以内、また、平成28年3月29日開催の第43回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内(うち社外取締役分2百万円)と平成29年3月29日開催の第44回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円(うち社外取締役0百万円)以内と決議頂いております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成3年3月28日開催の第18回定時株主総会において年額20百万円以内と決議頂いております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与として未払金に計上した金額2,170万円(取締役8名に対し1,920万円(うち社外取締役1名に対して50万円)、監査役4名に対し250万円(うち社外監査役3名に対して75万円))が含まれております。
5. 上記報酬等の額には、ストック・オプション報酬額(取締役3百万円、監査役0百万円)が含まれております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

監査役平輪政道氏は、当社の代表取締役社長平沢真也氏の三親等内の親族であります。

- ② 社外役員の子な活動状況

|               | 活動状況                                                                                                                |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>森嶋正道氏  | 当事業年度開催の取締役会15回（臨時取締役会3回含）すべてに出席し、経験豊富な企業経営者、取締役の観点から適宜発言を行っております。                                                  |
| 監査役<br>平輪政道氏  | 当事業年度開催の取締役会15回（臨時取締役会3回含）のうち13回、及び監査役会12回のうち11回出席し、国内業務はもとより、管理者として海外ビジネスにおける豊富な経験と幅広い見識をもって、監査役の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役<br>山崎淳司氏  | 当事業年度開催の取締役会15回（臨時取締役会3回含）のうち13回、及び監査役会12回のうち11回出席し、大学教授としての長い経験と幅広くかつ専門的な見識をもって、監査役の観点から適宜発言を行っております。              |
| 監査役<br>佐藤田鶴子氏 | 当事業年度開催の取締役会15回（臨時取締役会3回含）のうち14回、及び監査役会12回のすべてに出席し、大学教授としての長い経験と幅広くかつ専門的な見識をもって、監査役の観点から適宜発言を行っております。               |

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 18百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任、または不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は平成27年5月1日に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するため、同年5月15日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）に関する基本方針の改正を決議致しました。

その内容は以下のとおりです。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、会社の社会的責任、企業倫理等を踏まえた会社全体を考慮した職務の執行が求められる。
- ② 取締役及び使用人の職務の執行についての監督、監査は相互の監視・監督、監査役の監査の範疇で行われて来た所ではあるが、さらに善管注意義務等促進に向けては、いわゆる内部統制システムを構築し、システムを通じて業務の適正を確保することとする。
- ③ コンプライアンス体制の基礎として、企業行動基準及びコンプライアンス基準を定める。それらを取締役及び使用人が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ④ 内部統制システム構築の徹底を図るため、統括部署を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に使用人教育等を行う。
- ⑤ 内部監査部門は、統括部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ⑥ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を整備する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文章管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文章または電磁的媒体（以下、文章等という）に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は、文章管理規程により、常時これらの文章等を閲覧できる。
- ③ 情報システム運用管理規程に従い、情報システムを安全に管理・維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下の項目等をリスクと認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

|      |            |
|------|------------|
| イ 災害 | ニ コンプライアンス |
| ロ 品質 | ホ 情報セキュリティ |
| ハ 環境 | ヘ 輸出管理     |

- ② リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要項目については、事前に、会長・社長を含む役員会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは当社及び関連会社1社で構成されているが、その管理は各々の事業に関して責任を負う取締役を任命し、関連会社管理規程により推進し管理する。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項にその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役及び内部監査室等の指揮命令を受けず、全面的に監査役の指揮命令に従わなければならない。

### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会に対して、決定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに係る社内通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

- ② 社内通報制度は、総務部の責任者に対して直接通報できるように運用する。  
社内通報制度は匿名での通報を認めること及び通報をした者が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないことをその内容に含むものとする。
- ③ 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として監査役会と会長、社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

## **(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用またはその他の当該職務の執行について生ずる費用に係る方針に関する事項**

監査役の職務の執行について生ずる費用については、予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き拒むことができない。

監査役が職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

## **(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度において、当社における業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 重要な会議の開催状況  
当社の主な会議の開催状況は以下のとおりです。  
当社の取締役会を15回開催したほか、当社グループの各責任者が出席する会議を1回開催し、情報の共有化を図るとともにグループの経営課題の対応について検討致しました。
- ② 監査役の職務の執行について  
常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営戦略全体会議及び経営会議に出席し、取締役の職務の執行が適切に行われているかを確認し、監査役会において情報共有しております。
- ③ 内部監査の実施について  
内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施致しました。  
内部監査の結果及び指摘事項に関する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

## 7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、代表取締役社長が自ら委員会の長となり、組織全体として反社会的勢力による不当要求に対し、従業員及び株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。

また、反社会的勢力に対する不当要求に備えて、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築してまいります。

さらに、反社会的勢力との取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求は拒絶し且つ法的対応を行い、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする不当要求であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は一切行わない強い意志をもって対処してまいります。基本的には以下の方針を掲げ推進してまいります。

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

- ① 組織としての対応を行う。
- ② 外部専門機関（警察、弁護士等）との連携を緊密に行う。
- ③ 取引を含めた一切の関係は遮断する。
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応を取ることとする。
- ⑤ 裏取引や資金の提供を一切禁止とする。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、内部統制に関わる委員会同様、代表取締役社長が委員長となり、委員は各役員及び部門長で構成する所存であり、企業倫理及び社内規則等の明文化と合わせ組織全体として、反社会的勢力による不当要求に対し、従業員及び株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。

また、平素からの対応状況につきましては以下のとおりとします。

- ① 代表取締役社長は反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方及び基本方針を社内外に宣言し、社内体制の整備及び従業員の安全確保並びに外部専門機関との連携をとる等の取り組みを行い、その結果を取締役会等に報告致します。
- ② 対応統括部署は管理本部総務部とし、不当要求に対する責任者は取締役管理本部長とします。総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行います。
  - a. 対応マニュアルの整備につきましては、現在「内部統制基本方針」「リスク管理規程」等でもうたっておりますが、一層の充実を図るべく努力してまいります。
  - b. 反社会的勢力であるかどうかについては、常に、注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに不幸に関係を有した場合は、速やかに関係を解消致します。
  - c. 反社会的勢力が取引先及び株主となり、不当要求を行う場合を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項の導入と、自社株の取引状況確認の努力を致します。

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>11,906,356</b> | <b>流動負債</b>     | <b>4,598,293</b>  |
| 現金及び預金          | 5,671,716         | 支払手形            | 2,459,593         |
| 受取手形            | 1,153,025         | 買掛金             | 341,889           |
| 売掛金             | 3,254,967         | 短期借入金           | 350,000           |
| 電子記録債権          | 715,032           | 1年内返済予定の長期借入金   | 41,412            |
| 有価証券            | 479               | 1年内償還予定の社債      | 100,000           |
| 商品及び製品          | 339,837           | リース債務           | 11,085            |
| 仕掛品             | 398,560           | 未払金             | 623,382           |
| 原材料及び貯蔵品        | 243,528           | 未払費用            | 196,540           |
| 前払費用            | 9,646             | 未払法人税等          | 218,455           |
| 繰延税金資産          | 85,997            | 前受金             | 2,120             |
| その他             | 35,662            | 預り金             | 92,667            |
| 貸倒引当金           | △2,097            | 賞与引当金           | 83,621            |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,198,411</b>  | 受注損失引当金         | 13,454            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,755,867</b>  | 製品保証引当金         | 16,257            |
| 建物              | 757,280           | その他             | 47,815            |
| 構築物             | 15,521            | <b>固定負債</b>     | <b>922,991</b>    |
| 機械及び装置          | 124,602           | 長期借入金           | 136,609           |
| 車両運搬具           | 2,183             | リース債務           | 24,102            |
| 工具、器具及び備品       | 29,361            | 退職給付引当金         | 749,363           |
| 土地              | 1,826,917         | 資産除去債務          | 11,216            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>65,147</b>     | その他             | 1,700             |
| ソフトウェア          | 33,920            | <b>負債合計</b>     | <b>5,521,285</b>  |
| リース資産           | 27,754            | <b>純資産の部</b>    |                   |
| 電話加入権           | 3,471             | <b>株主資本</b>     | <b>9,525,458</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>377,396</b>    | 資本金             | 1,501,723         |
| 投資有価証券          | 119,211           | 資本剰余金           | 1,509,143         |
| 関係会社出資金         | 20,992            | 資本準備金           | 1,509,143         |
| 破産更生債権等         | 2,589             | <b>利益剰余金</b>    | <b>6,616,346</b>  |
| 繰延税金資産          | 222,246           | 利益準備金           | 132,600           |
| その他             | 14,946            | その他利益剰余金        | 6,483,746         |
| 貸倒引当金           | △2,589            | 別途積立金           | 303,000           |
| <b>資産合計</b>     | <b>15,104,767</b> | 繰越利益剰余金         | 6,180,746         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>     | <b>△101,754</b>   |
|                 |                   | 評価・換算差額等        | 26,296            |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 26,296            |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>    | <b>31,727</b>     |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>9,583,482</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>15,104,767</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売 上 高           |         | 10,166,196 |
| 売 上 原 価         |         | 7,837,413  |
| 受注損失引当金戻入益      |         | 135        |
| 受注損失引当金繰入額      |         | 13,454     |
| 売 上 総 利 益       |         | 2,315,464  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,702,593  |
| 営 業 利 益         |         | 612,871    |
| 営 業 外 収 益       |         |            |
| 受 取 利 息         | 611     |            |
| 受 取 配 当 金       | 117,275 |            |
| 投資有価証券売却益       | 4,587   |            |
| そ の 他           | 17,755  | 140,230    |
| 営 業 外 費 用       |         |            |
| 支 払 利 息         | 3,368   |            |
| 社 債 利 息         | 535     |            |
| 為 替 差 損         | 1,481   |            |
| そ の 他           | 207     | 5,592      |
| 経 常 利 益         |         | 747,508    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |         | 747,508    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 265,326 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △35,042 | 230,283    |
| 当 期 純 利 益       |         | 517,224    |

# 株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                     | 株 主 資 本   |           |              |           |                          |               |              |          | 自己株式      | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|--------------------------|---------------|--------------|----------|-----------|-------------|
|                                     | 資 本 金     | 資本剰余金     |              | 利 益 剰 余 金 |                          |               | 利益剰余金<br>合 計 |          |           |             |
|                                     |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |          |           |             |
| 平成29年1月1日残高                         | 1,501,723 | 1,509,143 | 1,509,143    | 132,600   | 303,000                  | 5,797,111     | 6,232,711    | △101,707 | 9,141,869 |             |
| 事業年度中の<br>変動額                       |           |           |              |           |                          |               |              |          |           |             |
| 剰余金の配当                              |           |           |              |           |                          | △133,588      | △133,588     |          | △133,588  |             |
| 当期純利益                               |           |           |              |           |                          | 517,224       | 517,224      |          | 517,224   |             |
| 自己株式の取得                             |           |           |              |           |                          |               |              | △46      | △46       |             |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額<br>(純額) |           |           |              |           |                          |               |              |          |           |             |
| 事業年度中の変動額合計                         | —         | —         | —            | —         | —                        | 383,635       | 383,635      | △46      | 383,589   |             |
| 平成29年12月31日残高                       | 1,501,723 | 1,509,143 | 1,509,143    | 132,600   | 303,000                  | 6,180,746     | 6,616,346    | △101,754 | 9,525,458 |             |

|                                     | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------------------|------------------|----------------|--------|-----------|
|                                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |           |
| 平成29年1月1日残高                         | 11,019           | 11,019         | 7,842  | 9,160,732 |
| 事業年度中の<br>変動額                       |                  |                |        |           |
| 剰余金の配当                              |                  |                |        | △133,588  |
| 当期純利益                               |                  |                |        | 517,224   |
| 自己株式の取得                             |                  |                |        | △46       |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額<br>(純額) | 15,276           | 15,276         | 23,884 | 39,161    |
| 事業年度中の変動額合計                         | 15,276           | 15,276         | 23,884 | 422,750   |
| 平成29年12月31日残高                       | 26,296           | 26,296         | 31,727 | 9,583,482 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

・ 商品及び原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物

15～38年

構築物

7～30年

機械及び装置

12～13年

工具、器具及び備品

2～5年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、無償補修費用を個別に見積り算出した額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により翌事業年度より費用処理することとしております。

(5) 工事売上高及び工事売上原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書関係）

前事業年度において営業外費用「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」（前事業年度403千円）については、金額的重要性が高くなったため、当事業年度において区分掲記しております。

### 3.追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 429,843千円   |
| 土地 | 1,362,733千円 |
| 計  | 1,792,577千円 |

上記に対応する債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 180,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 35,700千円  |
| 長期借入金         | 108,985千円 |
| 計             | 324,685千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,818,699千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 6,491千円

(4) 取締役等に対する金銭債務

短期金銭債務 21,700千円

(5) 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休業日であったため、次の事業年度末日満期手形が期末残高に含まれております。

|      |          |
|------|----------|
| 受取手形 | 93,453千円 |
| 支払手形 | 494千円    |

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 売上高             | 7,553千円  |
| 仕入高             | 35,165千円 |
| 外注加工費           | 27,109千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 64,495千円 |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 9,060,500株  | 一株         | 一株         | 9,060,500株 |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 154,569株    | 49株        | 一株         | 154,618株   |

(注) 普通株式の自己株式の増加49株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|------------------|-----------------|----------------|
| 平成29年3月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 133,588        | 15               | 平成28年<br>12月31日 | 平成29年<br>3月30日 |

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|-------|------------------|-----------------|----------------|
| 平成30年3月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 178,117        | 利益剰余金 | 20               | 平成29年<br>12月31日 | 平成30年<br>3月29日 |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 未払事業税           | 16,005 千円 |
| 賞与引当金           | 25,608    |
| 退職給付引当金         | 229,596   |
| 棚卸資産評価損         | 9,556     |
| 投資有価証券評価損       | 6,215     |
| 貸倒引当金           | 1,435     |
| 減価償却費           | 1,764     |
| 受注損失引当金         | 4,121     |
| 製品保証引当金         | 4,977     |
| 資産除去債務          | 2,965     |
| その他             | 29,464    |
| 繰延税金資産小計        | 331,709   |
| 評価性引当額          | △13,764   |
| 繰延税金資産合計        | 317,945   |
| 繰延税金負債          |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △986      |
| その他有価証券評価差額金    | △8,714    |
| 繰延税金負債合計        | △9,700    |
| 繰延税金資産の純額       | 308,244   |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的で低リスクの金融商品に限定し、また、資金調達については、金融機関からの借入または社債等の資金市場からの調達による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、新規取引発生時に顧客の信用状況について社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底しております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主な取引先の信用状況を確認しております。有価証券は、マネー・マネジメント・ファンド等の公社債投資信託等、安全性と流動性の高い金融商品であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に市況や取引先企業との関係を勘案して保有の妥当性を検討しております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びリース債務は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務、借入金、未払金、社債及びリース債務は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰り計画を作成する等の方法により、リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

|                  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円) |
|------------------|------------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預金       | 5,671,716        | 5,671,716  | -       |
| (2) 受取手形         | 1,153,025        | 1,153,025  | -       |
| (3) 売掛金          | 3,254,967        | 3,254,967  | -       |
| (4) 電子記録債権       | 715,032          | 715,032    | -       |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 | 60,082           | 60,082     | -       |
| (6) 破産更生債権等      | 2,589            |            |         |
| 貸倒引当金            | △2,589           |            |         |
| 破産更生債権等(純額)      | -                | -          | -       |
| 資産計              | 10,854,823       | 10,854,823 | -       |
| (1) 支払手形         | 2,459,593        | 2,459,593  | -       |
| (2) 買掛金          | 341,889          | 341,889    | -       |
| (3) 短期借入金(※1)    | 350,000          | 350,000    | -       |
| (4) 未払金          | 623,382          | 623,382    | -       |
| (5) 未払法人税等       | 218,455          | 218,455    | -       |
| (6) 預り金          | 92,667           | 92,667     | -       |
| (7) 社債(※2)       | 100,000          | 100,259    | 259     |
| (8) 長期借入金(※3)    | 178,021          | 178,379    | 358     |
| (9) リース債務(※4)    | 35,187           | 34,921     | △267    |
| 負債計              | 4,399,196        | 4,399,546  | 350     |

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めておりません。

(※2) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

マネー・マネジメント・ファンド等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券及び投資有価証券は其他有価証券に区分しております。

(6) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債、(8) 長期借入金、(9) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分             | 貸借対照表計上額 (千円) |
|----------------|---------------|
| 投資有価証券 (非上場株式) | 59,608        |
| 関係会社出資金        | 20,992        |

これらは、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金     | 5,670,868    | -                   | -                    | -            |
| 受取手形   | 1,153,025    | -                   | -                    | -            |
| 売掛金    | 3,254,967    | -                   | -                    | -            |
| 電子記録債権 | 715,032      | -                   | -                    | -            |
| 合計     | 10,793,893   | -                   | -                    | -            |

## (注4)社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 社債    | 100,000      | -                   | -                    | -            |
| 長期借入金 | 41,412       | 121,083             | 15,526               | -            |
| リース債務 | 11,085       | 23,213              | 888                  | -            |
| 合計    | 152,497      | 144,296             | 16,414               | -            |

## 9. 退職給付会計に関する注記

## (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度の他、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります）では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

## (2) 確定給付制度

## ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |             |
|--------------|-------------|
| 退職給付債務の期首残高  | 1,314,625千円 |
| 勤務費用         | 79,852      |
| 利息費用         | 4,785       |
| 数理計算上の差異の発生額 | 86,325      |
| 退職給付の支払額     | △113,143    |
| 退職給付債務の期末残高  | 1,372,444   |

## ② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |           |
|--------------|-----------|
| 年金資産の期首残高    | 648,858千円 |
| 期待運用収益       | 16,221    |
| 数理計算上の差異の発生額 | 54,083    |
| 事業主からの拠出額    | 52,852    |
| 退職給付の支払額     | △107,506  |
| 年金資産の期末残高    | 664,509   |

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 1,221,640千円 |
| 年金資産                | △664,509    |
|                     | 557,131     |
| 非積立型制度の退職給付債務       | 150,804     |
| 未積立退職給付債務           | 707,935     |
| 未認識数理計算上の差異         | 41,428      |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 749,363     |
| 退職給付引当金             | 749,363     |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 749,363     |

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 勤務費用            | 79,852千円 |
| 利息費用            | 4,785    |
| 期待運用収益          | △16,221  |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 2,148    |
| 割増退職金           | 13,588   |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 84,153   |

⑤ 年金資産に関する事項

a 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

|     |        |
|-----|--------|
| 債券  | 38.3%  |
| 株式  | 59.2%  |
| その他 | 2.5%   |
| 合計  | 100.0% |

b 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|           |               |
|-----------|---------------|
| 割引率       | 0.247%～0.396% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5%          |

## 10. 持分法損益等に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 関連会社に対する投資の金額      | 20,992千円  |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | 144,054千円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 93,345千円  |

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類                          | 会社等の名称又は氏名    | 所在地     | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 |       | 取引金額(千円) | 科目  | 期末残高(千円) |
|-----------------------------|---------------|---------|---------------|-----------|-------------------|-----------|-------|-------|----------|-----|----------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | エアーテックサプライ(株) | 神奈川県川崎市 | 10            | 機械器具販売業   | (所有)直接10%         | 当社製品の販売等  | 営業取引  | 製品の販売 | 32,819   | 売掛金 | 5,486    |

(注) 1. 当社取締役磯部好秀の近親者が議決権の90%を所有しております。

2. 上記取引金額には消費税等は含まれておりませんが、債権債務の残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

売上高、仕入高については、一般的な市場価格・決済条件に基づき決定しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,072円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 58円08銭    |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月15日

日本エアートック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
社務執行社員 公認会計士 林 敬 子 ㊞

指定有限責任社員  
社務執行社員 公認会計士 森 竹 美 江 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エアートック株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月16日

日本エアーテック株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 大 重 一 義 ㊟

社 外 監 査 役 平 輪 政 道 ㊟

社 外 監 査 役 山 崎 淳 司 ㊟

社 外 監 査 役 佐 藤 田 鶴 子 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第45期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案致しまして以下のとおりと致したいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭と致します。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

|      |      |     |
|------|------|-----|
| その内訳 | 普通配当 | 16円 |
|------|------|-----|

|  |            |    |
|--|------------|----|
|  | 創立45周年記念配当 | 4円 |
|--|------------|----|

|      |  |              |
|------|--|--------------|
| 配当総額 |  | 178,117,640円 |
|------|--|--------------|

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月29日と致したいと存じます。

## 第2号議案　　ストック・オプション(新株予約権)を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の社外取締役を除く取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役の報酬額は、平成15年3月28日開催の当社第30回定時株主総会において、報酬額を年額150百万円以内とご承認頂いておりますが、本株主総会の開催日から1年以内に関り、当該報酬枠と別枠にて、取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ）に対し報酬等として30百万円以内において新株予約権を割当てすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は7名となります。

### 記

#### 1. 有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ること。

#### 2. 新株予約権の上限

1,500個を上限とする。（1個＝100株）

このうち、当社取締役に付与する新株予約権は200個、当社従業員に対しては1,300個を本株主総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した時は、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

#### 3. 新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後6年を経過する日までとする。

#### 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行う時は、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。ただし、当該金額が

新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、下記の各事由が生じた時は、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。

なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

- ① 以下の i、ii、iii、iv または v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
  - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が、下記11.①に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

i 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ii 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記5.で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員いずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合{地位喪失後2年以内(ただし、権利行使期間内に限る)または権利行使期間開始の日より2年以内のいずれかの期間に限り}に限り権利行使をなしうるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

13. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

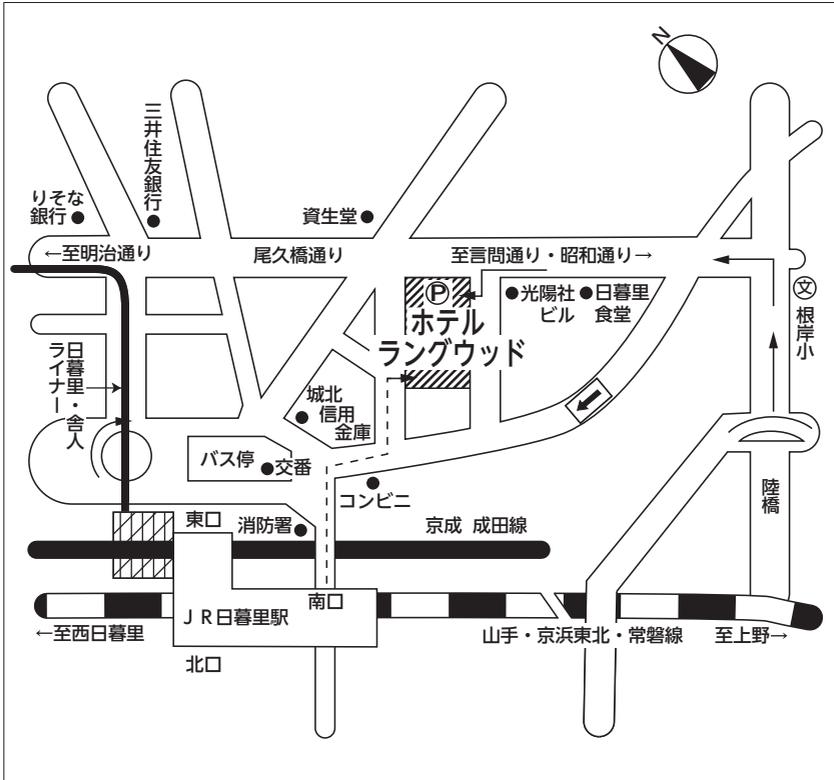
以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号  
ホテル ラングウッド  
2階 「朱鷺の間」  
電話 (03) 3803-1234(代)



- JR、京成日暮里駅下車東口または南口、日暮里・舎人ライナー日暮里駅下車 徒歩約2分
- 当日受付(入場)は午前9時より開始致します。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。